



学校だより

令和3年度 第6号
令和3年 8月 30日発行
千葉市立高洲第三小学校

信 頼

信頼とは何でしょう。

答えは様々だと思いますが、そのひとつに「相手が何をするか予想できる」ということがあげられます。

「あの人なら、この仕事を確実にやってくれるだろう」

「あの作家の新作なら、きっと面白い物語に違いない」

「あの選手なら、きっとチームを勝利に導いてくれるだろう」

これまでその相手と接してきてこのように判断できる時に、人に「信頼」を寄せることができると思うのです。

新型コロナウイルスが「デルタ株」に変異して従来型と置き換わってきています。より感染力が強く、若年層や子どもたちにも感染が広がっています。このような中で、学校が再開することに不安を感じる方も多いでしょう。当然のことです。

私は、今こそ「信頼」が大切だと思います。

「高洲三小なら、子供たちに感染予防指導をしてくれるだろう」

「高洲三小の保護者なら、家庭でも感染予防対策に努めてくれるだろう」

私たちと保護者のみなさん、保護者の皆さん同志、互いの信頼にこたえて落ち着いてこの状況に対応していきましょう。安全に配慮し、子供たちの「普通の毎日」を続けていきましょう。

ご家庭にお願いしたいこと、学校で指導することを「すぐーる」やHPで連絡いたしました。また、30日のTV全校集会では次のようなことを話します。

「感染予防について」

「誰がいつ感染してもおかしくないこと」

「感染してしまった人を決して傷つけてはいけないこと」です。

未曾有の感染拡大の渦中にあっても、マスクを外して大きな声で笑える日が、子供たちの明るい歌声が校舎に響く日が来ることを信じて「やれること、やるべきこと」に注力して子供たちを育てていきましょう。

感染しないために

校内にこのようなポスターを掲示して子供たちに指導します。
学校開始前にご家庭でも話題にしていただけると助かります。

	マスクはしていても、じゃれあうように至近距離で話してしまいがちです。子供らしい姿ではあるのですが、改めて指導いたします。
	手をつないで歩くことも同様です。本来なら微笑ましい光景ですが、改めて指導いたします。
	食事の時間にもこれまで以上に注意が必要です。食事とコミュニケーションは切り離せないものですが、今は我慢です。

※子供たちには窮屈な思いをさせてしまいますが、わかってもらわなければなりません。

感染してしまったら

「国立成育医療研究センター」のHPには感染してしまった際、自宅療養中に気を付けることがわかりやすく掲載されています。

新型コロナウイルスに感染したお子さんの観察のポイント

- ・ お子さんの新型コロナウイルス感染症は多くの場合は軽症です。
- ・ お子さんのご機嫌、食欲、顔色、呼吸のようす（息苦しそうでないか、胸がべこべこへこむような呼吸になっていないか）などを観察して下さい。ご機嫌がよく、食欲があり、顔色が普通であれば基本的には心配いりません。
- ・ 逆に、意識がはっきりしない、機嫌が悪い、食欲が低下している、水分がとれない、顔色が悪い、息苦しそう、嘔吐を繰り返すなどの場合は担当保健所、またはかかりつけ医に早めに相談してください。

同センターのHPや、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者向けハンドブック」

東京都iCDC 専門家ボード 令和3(2021)年1月(東京都福祉保健局)

なども参考になります。万が一に備えて参照してみることをお勧めします。

4月にお知らせした対策を再確認

できることは限られていますが、これまでの対策を継続してまいります。

日常的な指導

- 登校後、ランドセルを背負ったまま、手洗いをして教室へ入ります。
- 配布物は、手指を消毒した児童が配ります。
- 並んで活動するときには、人数制限を行います。(ドリルの丸つけなど)
- 会話を伴うグループワークは、少人数・短時間で実施します。
- 理科の実験は、人数の調整や消毒をして実施します。
- 家庭科の調理実習は、当分の間行いません。
- 人の教科書やノート、文具などモノに触らない指導をします。
- 外遊びや運動の際には、マスクをとっても良い。大声は出さないように指導します。
- 雨天時のトランプなどは行いません。
- 給食は前向き座席、おかわり原則なしで静かに食べるように指導します。
- 歯磨きを行う場合には、コップを持参してください。
- トイレ、手洗い場の清掃担当は二重に手袋をします。

感染症にかかわる出席停止の取り扱いについて

緊急事態宣言を受けて8月30日からの出欠席の扱いが以下ようになります。

◎「出席停止」とするもの

- ・ 児童本人に感染が判明した場合や、児童が濃厚接触者に特定された場合
- ・ 児童や同居家族等がPCR検査を受ける際に結果が出るまでの間、登校を控える場合
- ・ 児童本人や同居家族等が発熱等の風邪の症状がみられる場合
- ・ 児童が新型コロナワクチン接種および接種後の副反応等で体調不良により、登校できない場合
- ・ 医療的ケア・基礎疾患児は、登校すべきでないとの保護者から申し出があり、学校長が判断した場合
- ・ 感染の可能性が高まっていると保護者の考えに合理的な理由があると学校長が判断した場合

◎「ながら見守り」のご協力をお願いします

保護者会・セーフティの皆様には、毎日、各定点にて子供たちの安全の見守りをさせていただきありがとうございます。なかなか参加が難しい方でも、買い物やウォーキング、犬の散歩等、日常活動中で、防犯の観点をもって見守る「ながら見守り」が警察庁で推奨されています。子供たちの安全の一層の充実にむけて、ご協力をお願いします。

◎性暴力から子供を守る安全・安心な学校づくりにむけて

千葉県教育委員会では、子どもへの性暴力発生防止のため、検討会を設置し、専門家を含めた構成員で、令和2年1月から9回にわたり議論を重ねてまいりました。6月2日に検討会の座長から教育長に提言書が提出され、今後学校においては、提言に盛り込まれた対策を着実に実施することで、性暴力から子供を守り、安全・安心な学校づくりを目指していくこととなりました。このことを明確にするため、教育長による「性暴力から子どもを守る安全・安心な学校づくり宣言」が発出され、本校では、校長室・事務室前に、この宣言を掲示しています。また、具体的な取組として、①職員の研修 ②校内の死角点検の実施 ③空き教室を廊下から見えるように開放 ④職員による授業中の教室の見回り ⑤プライベートゾーンについてなど性教育の実施等、行っています。

**性暴力から子どもを守る
安全・安心な学校づくり宣言**

性暴力は、被害者の心に取り返しのつかない大きな傷を添すものであり、極めて深刻で許すことのできない重大な人権侵害です。

千葉県教育委員会は、子どもの権利が守られ、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、ここに「性暴力から子どもを守る安全・安心な学校づくり」を宣言します。

教育長 磯野 和美

1 発生を防止するために

- (1) 校内外の死角を限りなくゼロにするなど、性暴力発生をいっぺんに抑制します
- (2) 「児童生徒が性暴力から守られるための行動指針」を周知し、安全配慮義務を徹底します
- (3) 生徒「いのち」の安全確保を、児童生徒への性教育の充実にも図ります

2 早期発見するために

- (1) 教職員が性暴力に関する最新情報のための研修を実施します
- (2) 児童生徒が助けを求めるときは迅速に対応します
- (3) 児童生徒が安心して被害申告できるように、二次被害の防止策を講じます

3 発生後適切に対応するために

- (1) 「教職員の児童生徒への性暴力発生時の対応フロー」「子どもが性暴力から守られる仕組み」を周知し、適切な対応に努めます
- (2) 被害対応スキル習得のための教職員研修の実施と人員の充実を図ります

千葉県教育委員会